2026 年 11 月 25 日

吸収合併に係る事前開示書面

（吸収合併存続会社）株式会社イルグルム

代表取締役　岩田　進

当社は、2026 年 11 月 17 日付吸収合併契約に基づき、2027 年 4 月 1 日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、シルバーエッグ・テクノロジー株式会社（以下「吸収合併消滅会社」といいます。）を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行い、当社が吸収合併消滅会社の権利義務（資産及び負債を含みます。）の一切を承継することといたしました（以下「本合併」といいます。）。

そこで、当社は、吸収合併存続会社として、会社法第 794 条及び会社法施行規則第 191 条に基づき、下記のとおり開示いたします。

1. 吸収合併契約

2026 年 11 月 17 日付吸収合併契約の内容は、別紙 1 のとおりであります。

2. 合併対価の定めの相当性に関する事項

当社は、吸収合併消滅会社の発行済株式の全部を直接所有しているため、本合併に際して、吸収合併消滅会社の株主に対し、当社の株式その他の金銭等を一切交付いたしません。

したがって、本合併において合併対価を交付しない旨の定めは相当であると判断しております。

3. 吸収合併消滅会社の新株予約権の対価の定めの相当性に関する事項

吸収合併消滅会社は、新株予約権を発行しておりません。

4. 吸収合併消滅会社についての計算書類等に関する事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙 2 のとおりであります。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、その内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はありません。

5. 吸収合併存続会社において最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はありません。

6. 吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

本合併の効力発生日後の当社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれております。また、現在のところ、効力発生日以後における当社の債務の履行に重大な支障を及ぼすような大幅な減収及び損失等は発生しておりません。

また、当社の収益状況について、合併後の効力発生日以後における当社の債務の履行に支障を来たすような事象の発生及びその可能性は、現在のところ予測されておりません。

以上より、本合併効力発生日以後における当社の債務につき、履行の見込みがあるものと考えます。

7. 事前開示開始日以降に上記事項に変更が生じたときは、変更後の当該変更事項

変更が生じましたら、変更後の事項を直ちに開示いたします。

以上

別紙 1

吸収合併契約書

株式会社イルグルム（以下「甲」という。）とシルバーエッグ・テクノロジー株式会社（以下「乙」という。）は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」という。）に関し、2026 年 11 月 17 日付で、以下のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（合併の方法）

1　甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として、吸収合併の方法により合併する。

2　本合併により、乙は解散し、甲は、乙の資産、負債、契約上の地位、雇用契約上の地位その他一切の権利義務を承継する。

第2条（当事会社の商号及び住所）

本合併に係る吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び住所は、次のとおりである。

（1）　吸収合併存続会社　　商号：株式会社イルグルム

住所：大阪市北区梅田二丁目 2 番 22 号

（2）　吸収合併消滅会社　　商号：シルバーエッグ・テクノロジー株式会社

住所：大阪府吹田市江坂町一丁目 23 番 43 号

ファサード江坂ビル 10F

第3条（合併対価の不交付）

1　甲は、乙の発行済株式の全部（100%）を直接保有しているため、本合併に際して、乙の株主に対し、甲の株式その他の金銭等を一切交付しない。

2　甲及び乙は、乙が自己株式並びに新株予約権及び新株予約権付社債を発行又は保有していないことを相互に確認する。

第4条（資本金及び準備金の額）

本合併により、甲の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は増加しないものとする。

22fcf2759f41fe46b06961e814955e68

第5条（効力発生日）

1　本合併の効力発生日は、2027年4月1日とする。

2　甲及び乙は、法令上必要な手続の進捗その他の必要性に応じ、協議の上、書面による合意により、前項の効力発生日を変更することができる。

第6条（存続会社の定款事項）

本合併に伴う、甲の商号、本店所在地、事業目的その他定款に定める事項の変更は行わないものとする。

第7条（合併承認決議等）

1　甲及び乙は、本契約の承認及び本合併に必要な事項について、法令及び各社の定款その他社内規程に従い、必要な機関決定を適法かつ有効に行うものとする。

2　甲は、本合併に伴い抱合せ株式消滅差損を計上するため、2026年12月18日開催予定の定時株主総会において、本契約の承認その他本合併に必要な事項について、特別決議による承認を得るものとする。

3　法令上、本契約の承認について株主総会決議その他の機関決定を要しない場合には、当該機関決定を経ることを要しない。

第8条（役員及び従業員の処遇）

1　乙の取締役及び監査役の役職並びに処遇については、別途合意がある場合を除き、本合併の効力発生日までに、甲乙間で誠実に協議の上、決定するものとする。

2　甲は、本合併の効力発生日において、乙の従業員の雇用を維持することを基本方針とする。本合併に伴う労働条件の移行方針その他従業員の処遇に関する具体的事項については、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

第9条（ブランド及び商標の取扱い）

甲は、本合併の効力発生後においても、経営上又は組織上のやむを得ない事由が生じた場合を除き、乙のサービスに関連するブランド（ロゴマークを含む。）及びこれらに関連する商標を継続して使用するよう努めるものとする。

第10条（業務執行及び会社財産の管理等）

1　甲及び乙は、本契約締結日から本合併の効力発生日に至るまで、それぞれ善良なる管理者の注意をもって通常の範囲内で業務を執行し、その財産を管理するものとする。

2　甲及び乙は、本合併に重大な影響を及ぼすおそれのある行為（重要な財産の処分若しくは譲受け、多額の債務の負担、重要な人事制度の改定、その他通常の業務の範囲を超え甲若しくは乙の資産若しくは権利義務に重要な変更を与える行為）を行おうとするときは、あらかじめ甲乙協議の上、書面による合意によりこれを行うものとする。

3　乙は、本契約締結日から本合併の効力発生日に至るまで、甲の事前の書面による承諾がある場合を除き、剰余金の配当を行わないものとする。

第11条（合併条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結日から本合併の効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財産状態若しくは経営状態に重大な変動が生じた場合、その他本合併の実行に重大な支障となる事態が生じた場合には、甲及び乙は、協議の上、本合併の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第12条（本契約の効力）

本契約は、次の各号のいずれかに該当する場合、その効力を失う。

（1）　甲又は乙において、本契約の承認又は本合併に必要な機関決定が適法かつ有効に得られない場合

（2）　本合併に必要な法令上の手続が完了しない場合

（3）　本合併に必要な関係当局その他第三者の承認若しくは同意が得られない場合、又は金融商品取引所の規則に基づき必要となる手続を適切に実施できない場合

（4）　前条に基づき本契約が解除された場合

（5）　甲乙が協議の上、本契約を終了させる旨を書面により合意した場合

第13条（費用負担）

1　本合併の実行に直接必要となる法的・実務的手続きのうち、甲乙共同で実施する手続き及び本合併の効力発生後に必要となる手続きに関する費用については原則として甲がこれを負担

するものとし、甲又は乙が個別に実施する手続きに関する費用については各自がこれを負担するものとする。

2　本合併に関連して、甲又は乙が個別に起用する専門家（弁護士、公認会計士、税理士、アドバイザー等）に対する報酬その他の費用については、各自が負担するものとする。

第14条（協議事項）

本契約に定めのない事項又は本契約の解釈に疑義が生じた事項については、甲乙誠実に協議の上、円満に解決を図るものとする。

第15条（準拠法及び合意管轄）

1　本契約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとする。

2　本契約に関して甲乙間に訴訟が生じたときは、被告の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上、本契約締結の証として、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

2026 年 11 月 17 日

甲：

大阪市北区梅田二丁目２番 22 号

株式会社イルグルム

代表取締役　岩田　進

乙：

大阪府吹田市江坂町一丁目 23 番 43 号

ファサード江坂ビル 10F

シルバーエッグ・テクノロジー株式会社

代表取締役社長　岩田　進

別紙２

貸　借　対　照　表

（2025年12月31日現在）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	科　　目	金　　額
（　資　産　の　部　）		**（　負　債　の　部　）**	
流　動　資　産	**1,359,056**	**流　動　負　債**	**67,302**
現金及び預金	1,173,074	未払金	31,702
売掛金	142,132	未払費用	19,072
前払費用	41,797	未払消費税等	5,567
未収還付法人税等	2,206	契約負債	517
貸倒引当金	△ 154	預り金	10,442
固　定　資　産	**90,411**		
有形固定資産	**19,948**	**負　債　合　計**	**67,302**
建物	16,241	**（　純　資　産　の　部　）**	
工具、器具及び備品	3,706	**株　主　資　本**	**1,365,791**
		資本金	**287,772**
無形固定資産	**12,161**	**資本剰余金**	**272,535**
ソフトウェア	11,947	資本準備金	272,535
その他	213	**利益剰余金**	**805,677**
		その他利益剰余金	805,677
投資その他の資産	**58,301**	繰越利益剰余金	805,677
長期前払費用	208	**自己株式**	**△ 193**
繰延税金資産	45,019	**新　株　予　約　権**	**16,374**
差入保証金	13,072		
		純　資　産　合　計	**1,382,166**
資　産　合　計	**1,449,468**	**負　債　・　純　資　産　合　計**	**1,449,468**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（2025年 1月 1日から
2025年12月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
営業収益		**1,045,696**
営業費用		**1,073,875**
営業損失		**△ 28,178**
営業外収益		
受取利息	1,529	
その他	22	1,551
営業外費用		
為替差損	0	0
経常損失		**△ 26,628**
特別損失		
公開買付関連費用	36,135	36,135
税引前当期純損失		**△ 62,763**
法人税、住民税及び事業税	710	
法人税等調整額	△ 16,043	△ 15,333
当期純損失		**△ 47,430**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（2025年　1月　1日から
2025年12月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本							新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	287,772	272,535	272,535	853,107	853,107	△ 193	1,413,221	7,017	1,420,239
当期変動額									
当期純損失				△ 47,430	△ 47,430		△ 47,430		△ 47,430
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								9,356	9,356
当期変動額合計	－	－	－	△ 47,430	△ 47,430	－	△ 47,430	9,356	△ 38,073
当期末残高	287,772	272,535	272,535	805,677	805,677	△ 193	1,365,791	16,374	1,382,166

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。